

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第10号

政府見解の変更を受けての 園内のマスク着用への考え方

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Q uestion

令和5年3月13日(学校では4月1日)以降、マスク着用に関する考え方が変わります。園ではどのように対応したらよいのでしょうか。

園での
ルールは？



3月13日以降はどうする？

A nswer

政府見解の変更に従い、施設内でのマスク着用を個人の自由とすることが望ましいと考えます。職員に関しても保護者に関しても、マスク着用の有無は個人の自由とし、その旨を明確に伝えましょう。職員や保護者のマスク着用継続も選択肢としてはありますが、マスク着用継続の理由をしっかりと説明する必要がありますし、無用なトラブルを生むおそれもあります。

① 3月13日以降のマスク着用に関する政府見解の内容

昨年12月の本稿でマスク着用に関する考え方をお示しましたが、政府の方針に従うのが園の運営としては無難になるとお伝えするとともに、方針変更にも留意してほしいとお伝えしていました。そうしたところ、早速、マスク着用の考え方が変更になりました。今回政府が決定した内容で、園にとって重要な部分は以下の点です。



POINT!

- ・着用は個人の判断に委ねることを基本とする
- ・事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許される





職員のマスク着用は？



保護者への対応は？



着用をお願いする場合の準備は？



A

answer (後半)

② 園での対応・選択肢

政府見解を踏まえると、園では以下の対応をとることが考えられます。

- ① 職員に対しても保護者に対しても、マスク着用の義務付けやお願いをしない
- ② 職員に対してはマスク着用を義務付け、保護者に対してはマスク着用をお願いしない
- ③ 職員に対してマスク着用を義務付け、保護者に対しても園内のマスク着用をお願いする

政府見解の基本的な方向性は①です。したがって、保護者のみならず職員も含めた他人のマスク着用の有無について、干渉しないというのが最も無難です。職員・保護者への説明も、「政府の方針に従って個人の判断に委ねます」とすれば良いだけです。

他方、感染対策が必要であるとして、②や③を運営方針とすることもできます。しかしながら、3月13日以降は多くの人がマスクの着用は個人の自由であると考え、例外があることに考えが及ばなくなると考えられます。「政府がマスクは個人の自由と言っているのに、なぜマスクを着用しなければならないのか」というクレームが入ることも想定されます。

②を選択した場合、「職員は感染対策のためマスク着用を継続しています」「事業者が職員にマスクの着用を求めても良いことは政府も認めています」という説明を、職員と保護者に対してしなければならないでしょう。

③の場合、②の説明に加え「園関係者の健康に留意していただく、マスク着用をお願いします」「施設の利用者にもマスクの着用を求めて良いことは政府も認めています」などの説明も必要です。また、外ではマスクフリーの人にもマスク着用をお願いすることになるため、園の玄関に使い捨てマスクを用意しておき、園を出る際には外して捨てられるようにしておくなどの準備も必要になるでしょう。

感染対策も重要ではあるのですが、マスク着用に関するトラブルなどの園運営上のストレスを回避することを考慮しますと、マスク着用の有無は、施設内外で個人の自由とすることが現実的な選択肢と考えます。

園の困りごと、何でもお問合せください ～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■ 弁護士/保育士 柴田 洋平 ■ 弁護士 板垣 義一 ■ 弁護士 今西 淳浩

TEL: 03-5336-3390

Email: reve.info@reve-law.jp

HP: <https://www.reve-law.jp/>

レーヴ法律事務所

